

高等専門学校機関別認証評価実施大綱 新旧対照表

頁	新	旧	備考
1	<p>II 評価の基本的な方針</p> <p>(1) 高等専門学校評価基準に基づく評価 この評価は、高等専門学校評価基準に基づき、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、<u>基準に適合しているか否か</u>の判断を中心として実施します。</p>	<p>II 評価の基本的な方針</p> <p>(1) 高等専門学校評価基準に基づく評価 この評価は、高等専門学校評価基準に基づき、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、<u>基準を満たしているかどうか</u>の判断を中心として実施します。</p>	法令改正に伴う修正
4	<p>V 評価の実施方法</p> <p>② 機構における評価 (ii) 評価委員会が評価を行うに当たっては、基準ごとに、その基準におけるすべての「観点」及び「特記事項」の分析結果を総合的に勘案した上で、<u>基準を満たしているか否か</u>の判断を行います。</p> <p>(iv) 基準ごとの判断に基づき、<u>高等専門学校評価基準に適合しているか適合していないか</u>を評価委員会において判断し、その評価結果を確定、公表します。なお、<u>高等専門学校評価基準に適合していない</u>と判断する場合はその理由も明示します。</p>	<p>V 評価の実施方法</p> <p>② 機構における評価 (ii) 評価委員会が評価を行うに当たっては、基準ごとに、その基準におけるすべての「観点」及び「特記事項」の分析結果を総合的に勘案した上で、<u>基準を満たしているかどうか</u>の判断を行います。</p> <p>(iv) 基準ごとの判断に基づき、<u>高等専門学校評価基準を満たしているか満たしていないか</u>を評価委員会において判断し、その評価結果を確定、公表します。なお、<u>高等専門学校評価基準を満たしていない</u>と判断する場合はその理由も明示します。</p>	法令改正に伴う修正 法令改正に伴う修正
4	<p>VI 追評価</p> <p><u>高等専門学校評価基準に適合していない</u>と判断された高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までに、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。</p> <p>追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先に実施した評価と併せて、<u>高等専門学校評価基準に適合しているもの</u>と認め、その旨を追評</p>	<p>VI 追評価</p> <p><u>高等専門学校評価基準を満たしていない</u>と判断された高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までに、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。</p> <p>追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先に実施した評価と併せて、<u>高等専門学校評価基準を満たしているもの</u>と認め、その旨を追評</p>	法令改正に伴う修正

頁	新	旧	備考
	<p>価結果として公表します。</p>	<p>価結果として公表します。</p>	
5	<p>Ⅶ 評価のスケジュール</p> <p>(4) 評価のスケジュール 評価実施の前年度 <u>9月</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p>①高等専門学校機関別認証 評価に関する説明会、自 己評価担当者等に対する 研修会の実施</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">○ 高等専門学校機関別 認証評価の仕組み、評 価方法等の説明や自己 評価書の作成方法等 についての研修を実施し ます。</p>	<p>Ⅶ 評価のスケジュール</p> <p>(4) 評価のスケジュール 評価実施の前年度 <u>8月</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p>①高等専門学校機関別認証 評価に関する説明会、自 己評価担当者等に対する 研修会の実施</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">○ 高等専門学校機関別 認証評価の仕組み、評 価方法等の説明や自己 評価書の作成方法等 についての研修を実施し ます。</p>	<p>開催時期の変更に 伴う修正</p>
6	<p>Ⅷ 評価結果等の公表</p> <p>(2) 評価報告書は、対象高等専門学校ごとに作成し、 <u>ウェブサイト (https://www.niad.ac.jp/)</u> への掲 載等により、広く社会に公表します。また、対象高 等専門学校及びその設置者に通知します。さらに、 評価結果を国際的に発信するために概要を英文で 公表します。</p> <p>(3) 評価結果の公表の際には、評価報告書とともに高 等専門学校から提出された<u>自己評価書</u>を機構のウ ェブサイトに掲載します。</p>	<p>Ⅷ 評価結果等の公表</p> <p>(2) 評価報告書は、対象高等専門学校ごとに作成し、 <u>印刷物の刊行及びウェブサイト (http://www.niad.ac.jp/)</u> への掲載等により、広く社会に公表します。 また、対象高等専門学校及びその設置者に通知しま す。さらに、評価結果を国際的に発信するために概 要を英文で公表します。</p> <p>(3) 評価結果の公表の際には、評価報告書とともに高等 専門学校から提出された<u>自己評価書 (根拠として別添 で提出された資料・データ等を除く。)</u>を機構のウ ェブサイトに掲載します。</p>	<p>印刷物の刊行を取 り止めたことによ る修正</p> <p>表記に正確性を期 すための字句修正</p>